

令和 7 年 9 月 1 日

大阪北摂霊園ご使用者さま

大阪北摂霊園事務所長

墓 石 等 設 備 工 事 時 の 留 意 事 項

使用者（施工者）におかれましては、墓石等の建立工事等を行うときは、「大阪北摂霊園使用上の決まり（大阪北摂霊園使用規程の要旨）」を必ずお読みいただき、下記事項にご留意してください。

記

1 提出書類

【新規・追加・補修の場合】

- ① 墓石等設備工事届書（様式 5 号－別紙 1）
- ② 設計図（図面は建立する墓石等の形状・彫込文字等が確認できるものを提出ください。）
- ③ 仕様書（別紙 2）
- ④ 霊園使用許可証の写し

【彫刻の場合】

- ① 霊標等彫込工事届（様式第 6 号）
- ② 霊園使用許可証の写し

【墓石返還・建替の場合】

- ① 墓石等撤去工事届（返還・建替）（様式第 7 号）
- ② 霊園使用許可証の写し（但し、墓地返還による撤去工事の場合は不要です。）

2 費用

- | | | | |
|----------------|----|--------|-------------|
| ① 墓石等建立工事 | …… | 1 件当たり | 5,500 円（税込） |
| ② 墓石等移転工事（受入れ） | …… | 1 件当たり | 5,500 円（税込） |
| ③ 木標・カロート建立工事 | …… | 1 件当たり | 5,500 円（税込） |
| ④ 墓石等撤去工事 | …… | 1 件当たり | 5,500 円（税込） |

※石材運搬車等による道路他各種施設の維持管理等に充てるためご負担いただく経費です。

3 書類提出期間

工事施工の 1 週間前までに（平日 9 時～11 時、13 時～14 時）提出して下さい。
（但し、追加彫りや軽易な補修工事に関しては、施工届当日提出、当日施工は可能です。）

4 施工時の指示事項

- ① 工事時間帯は午前 9 時から午後 5 時までですが、当霊園は午後 5 時には閉門しますので、退園届記入後、午後 5 時までに退出できるよう作業を終えてください。
- ② 施工の際は必ず、墓石等相談カウンターの工事施工者名簿に記入の上、施工承認証（腕章）を受領し、現場責任者は常時着用してください。
- ③ 多数の墓所がありますので、施工する墓所を間違わないよう十分確認してください。
- ④ 仕様書・設計書の写しを持ち、寸法通り施工してください。使用規程実施要領の基準を超えた施工については、再施工となります。

⑤ 着色した土等は降雨で色素が流れ、付近墓所の巻石、玉垣等を汚すことがありますので、盛土等は他人の墓地に迷惑のかからないものを選択してください。

また、粒子の細かい土は乾燥後、風で飛散し付近の墓所を汚すことがありますので、十分配慮してください。

⑥ 強風及び冬季の凍結に対応できるよう、また、接触で墓石等が転倒、沈下しないように施工してください。

⑦ 施工後において残土が生じたときは持ち帰ってください。

⑧ 施行中は周辺に十分気を配り他の墓所を損傷しないこと、足跡等で墓所を荒らさない等、留意するとともに、キャタピラー等、墓参路の碎石を荒らした場合、整地し必ず原状に復してください。（芝墓所内は、ゴム製のものでもキャタピラーの使用は不可です。）

⑨ ペット等の埋蔵及び霊標等への刻字はできません。

⑩ 園内の「バケツ及び柄杓」は墓参者専用です。施工時の使用は禁止となっています。

⑪ 墓所施工時の持ち込み資材（梱包材料・袋含む）の残材は園内のゴミ箱等には捨てないでください。

⑫ 墓所内で施工する場合の施工機材・部材等の置き場所については、工事申請時に事前相談してください。（臨時使用許可申請書あり。）

※ その他、施工上不明な点があればお問い合わせしていただき、当霊園の指示に従ってください。

5 完了検査

① 完了検査は、月曜日から金曜日までの午前 11 時・午後 2 時

・午前 11 時まで完了された場合は午前 11 時

・午前 11 時から午後 2 時まで完了された場合は午後 2 時

・午後 2 時以降に完了された場合は翌日の午前 11 時（金曜日の場合は翌月曜日）の検査となります。

完了届の半券がないと検査できませんので、必ず提出してください。

② 完了検査には原則立会が必要ですので、事務所に連絡の上、現地（当該墓所）にてお待ちください。

6 工事禁止期間

土曜・日曜・祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日及び霊園事務所長が指定する日（彼岸・お盆等）
但し、彫刻及び簡易な補修工事については土曜日は可とする。

7 工事車両の注意事項

① 通行車両に注意を促すため、工事車両の前後に必ずカラーコーンを設定すること。

② 幹線道路に駐車する場合は、その目的が完了次第、速やかに駐車スペースに移動すること。

③ 枝道に工事車両（特に重機）を駐車する場合は原則、平日のみで事前連絡をすること。
また、完全に車両が通行できない場合は、必ず誘導員を配置し、他の経路を指示すること。

④ 北口ロータリー前バス道（11 区 2 番～4 番）・11 区 11 番～13 番のバス道には車両全般駐車禁止とする。